

參考資料

1 平成26年度制定・改廃の人事院規則

公布日	規則番号	内 容
平成26年		
4. 1	2- 3- 35	2-3 (人事院事務総局等の組織)の一部改正
4. 1	2- 14- 9	2-14 (人事院の職員の定員)の一部改正
4. 1	9- 6- 76	9-6 (俸給の調整額)の一部改正
4. 1	9- 17- 137	9-17 (俸給の特別調整額)の一部改正
4. 1	9- 30- 84	9-30 (特殊勤務手当)の一部改正
4. 1	9- 123- 16	9-123 (本府省業務調整手当)の一部改正
5. 1	9- 55- 118	9-55 (特地勤務手当等)の一部改正
5. 1	9- 123- 17	9-123 (本府省業務調整手当)の一部改正
5. 29	1- 62	1-62 (国家公務員法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係人事院規則の整備等に関する人事院規則)の制定
5. 29	9- 17- 138	9-17 (俸給の特別調整額)の一部改正
5. 29	9- 123- 18	9-123 (本府省業務調整手当)の一部改正
5. 29	10- 14	10-14 (人事院が行う研修等)の制定
5. 29	17- 4	17-4 (規則の制定改廃に関する職員団体からの要請)の制定
5. 29	21- 0- 6	21-0 (国と民間企業との間の人事交流)の全部改正
8. 1	9- 55- 119	9-55 (特地勤務手当等)の一部改正
8. 7	17- 0- 111	17-0 (管理職員等の範囲)の一部改正
8. 29	9- 2- 63	9-2 (俸給表の適用範囲)の一部改正
8. 29	9- 123- 19	9-123 (本府省業務調整手当)の一部改正
8. 29	11- 8- 34	11-8 (職員の定年)の一部改正
9. 25	17- 0- 112	17-0 (管理職員等の範囲)の一部改正
10. 1	9- 55- 120	9-55 (特地勤務手当等)の一部改正
10. 15	10- 4- 22	10-4 (職員の保健及び安全保持)の一部改正
10. 31	8- 18- 25	8-18 (採用試験)の一部改正
10. 31	10- 4- 23	10-4 (職員の保健及び安全保持)の一部改正
11. 19	9- 6- 77	9-6 (俸給の調整額)の一部改正
11. 19	9- 8- 78	9-8 (初任給、昇格、昇給等の基準)の一部改正
11. 19	9- 34- 24	9-34 (初任給調整手当)の一部改正
11. 19	9- 40- 41	9-40 (期末手当及び勤勉手当)の一部改正
11. 19	9- 136	9-136 (平成26年改正法附則第2条の規定による最高の号俸を超える俸給月額を受ける任期付職員の俸給月額の切替え)の制定
11. 19	9- 137	9-137 (平成27年1月1日における昇給に関する人事院規則9-8(初任給、昇格、昇給等の基準)の特例)の制定
12. 19	17- 0- 113	17-0 (管理職員等の範囲)の一部改正
平成27年		
1. 9	9- 30- 85	9-30 (特殊勤務手当)の一部改正
1. 20	9- 123- 20	9-123 (本府省業務調整手当)の一部改正
1. 20	11- 8- 35	11-8 (職員の定年)の一部改正
1. 30	1- 4- 25	1-4 (現行の法律、命令及び規則の廃止)の一部改正
1. 30	9- 1- 24	9-1 (非常勤職員の給与)の一部改正
1. 30	9- 8- 79	9-8 (初任給、昇格、昇給等の基準)の一部改正
1. 30	9- 17- 139	9-17 (俸給の特別調整額)の一部改正
1. 30	9- 24- 15	9-24 (通勤手当)の一部改正
1. 30	9- 34- 25	9-34 (初任給調整手当)の一部改正
1. 30	9- 40- 42	9-40 (期末手当及び勤勉手当)の一部改正
1. 30	9- 49- 40	9-49 (地域手当)の一部改正
1. 30	9- 89- 4	9-89 (単身赴任手当)の一部改正
1. 30	9- 93- 2	9-93 (管理職員特別勤務手当)の一部改正
1. 30	9- 121- 2	9-121 (広域異動手当)の一部改正
1. 30	9- 138	9-138 (平成26年改正法附則第5条の規定による最高の号俸を超える俸給月額を受ける任期付研究員等の俸給月額の切替え)の制定
1. 30	9- 139	9-139 (平成26年改正法附則第7条の規定による俸給)の制定
3. 18	1- 63	1-63 (独立行政法人通則法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係人事院規則の整備に関する人事院規則)の制定
3. 20	17- 0- 114	17-0 (管理職員等の範囲)の一部改正
3. 25	15- 15- 13	15-15 (非常勤職員の勤務時間及び休暇)の一部改正
3. 30	9- 49- 41	9-49 (地域手当)の一部改正
3. 30	9- 55- 121	9-55 (特地勤務手当等)の一部改正
3. 31	16- 3- 41	16-3 (災害を受けた職員の福祉事業)の一部改正

2 平成26年度人事院予算額

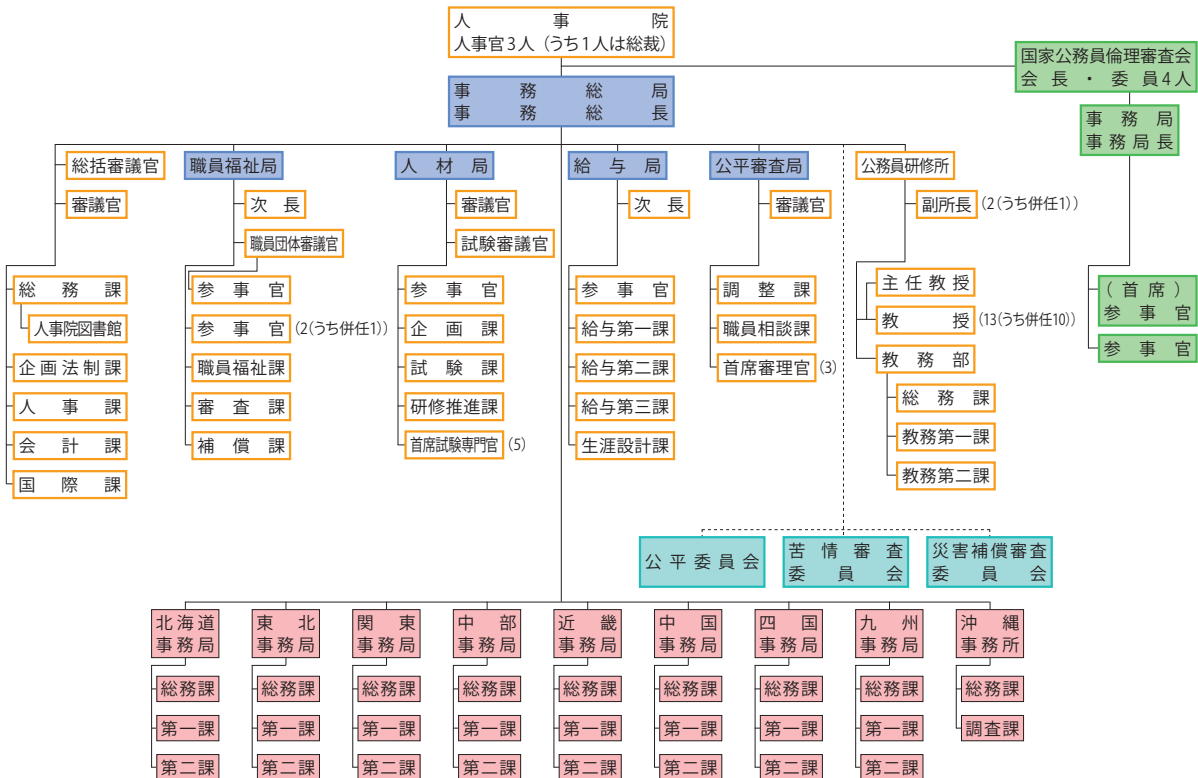
(単位：千円)

事項	予算額	(参考) 平成25年度
人件費	7,251,852	6,889,411
一般事務処理に必要な経費	820,181	786,294
勤務条件の改善に必要な経費	27,885	28,865
人事・給与等業務の電子化等に必要な経費	2,817,440	2,414,020
任用に必要な経費	279,771	287,464
研修に必要な経費	411,073	381,080
給与制度の運営に必要な経費	27,793	30,582
苦情処理に必要な経費	16,396	19,018
人事行政に対する国民の理解促進に必要な経費	13,569	13,125
国家公務員倫理審査会に必要な経費	19,196	19,595
計	11,685,156	10,869,454

(注) 1 補正後のものである。

2 「人事・給与等業務の電子化等に必要な経費」は、府省共通システムである人事・給与関係業務情報システムに係るものである。

3 人事院の機構図（平成27年3月31日現在）



	勸告	国会の決定	
		内容	実施時期
平成22年度	22.8.10勧告 民間給与との較差に基づく給与改定		
	1 給与法の改正 改定率 △0.19%		
	(1) 55歳を超える職員（行政職俸給表（一）5級以下の職員及びこれに相当する級の職員を除く）について、俸給及び俸給の特別調整額の支給額を一定率で減額（△1.5%） * 医療職俸給表（一）（人材確保のため）、指定職俸給表（一官一給与のため）等についてはこの措置は行わない		
	(2) さらに、中高年齢層について俸給表を引下げ改定 ア 行政職俸給表（一） (1) による解消分を除いた残りの公務と民間の給与差を解消するよう引下げ（平均改定率△0.1%）。その際、中高年齢層（40歳台以上）が受ける俸給月額に限定して引下げ イ 指定職俸給表 行政職俸給表（一）の公務と民間の給与較差率と同程度の引下げ（△0.2%） ウ その他の俸給表 行政職俸給表（一）との均衡を考慮した引下げ（ただし、医療職俸給表（一）は除外） * 給与構造改革の俸給水準引下げに伴う経過措置額についても、俸給表の改定率等を踏まえて引下げ	勧告どおり	22.12.1
	(3) 委員、顧問、参与等の手当 指定職俸給表の改定状況等を踏まえ支給限度額を引下げ(35,200円→35,100円)		
	(4) 期末・勤勉手当 ・ 平成22年12月期の期末手当を1.35月分（特定管理職員は1.15月分、指定職員は0.75月分）に、同年同期の勤勉手当を0.65月分（特定管理職員は0.85月分、指定職員は0.75月分）に ・ 平成23年度以降、6月期の期末手当を1.225月分（特定管理職員は1.025月分、指定職員は0.625月分）、12月期の期末手当を1.375月分（特定管理職員は1.175月分、指定職員は0.775月分）、6月期及び12月期の勤勉手当をそれぞれ0.675月分（特定管理職員についてはそれぞれ0.875月分、指定職員についてはそれぞれ0.775月分）に		23.4.1
	(5) 平成22年12月期の期末手当に係る特例措置 本年4月からこの改定の実施の日の前日までの期間に係る較差相当分を年間給与でみて解消するため、4月の給与に調整率（△0.28%）を乗じて得た額に4月から実施の日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額と、6月に支給された特別給の額に調整率を乗じて得た額の合計額に相当する額を、12月期の期末手当の額で減額調整（引下げ改定が行われる俸給月額又は経過措置額を受ける職員を対象）		22.12.1
	(6) 平成23年4月1日における号俸の調整 平成23年4月にかけて給与構造改革の俸給水準引下げに伴う経過措置が解消されることに伴って生ずる制度改正原資を用いて、同年4月に若年・中堅層（43歳未満の職員）にこれまで抑制してきた昇給を1号俸回復		23.4.1
	2 任期付研究員法の改正 俸給表（招へい型）及び期末手当の引下げ		22.12.1
	3 任期付職員法の改正 俸給表及び期末手当の引下げ		22.12.1

勸 告		国 会 の 決 定	
改定の内容		内 容	実施時期
平成23年度	23.9.30 勸告 I 民間給与との較差に基づく給与改定 1 給与法の改正 改定率 △0.23% (1) 俸給表 民間の給与水準を上回っている50歳台を中心に、40歳台以上を念頭に置いた引下げ ア 行政職俸給表（一） 50歳台が在職する号俸：最大△0.5%、40歳台後半層が在職する号俸：△0.4%、40歳台前半層が在職する号俸で収れん（平均改定率△0.2%） イ 指定職俸給表 行政職俸給表（一）の管理職層の引下げ率を踏まえた引下げ（△0.5%） ウ その他の俸給表 行政職俸給表（一）との均衡を考慮した引下げ（ただし、医療職俸給表（一）は除外） * 給与構造改革における経過措置額についても、俸給表の改定率等を踏まえて引下げ (2) 委員、顧問、参与等の手当 指定職俸給表の改定状況等を踏まえ支給限度額を引下げ（35,100円→34,900円） (3) 平成23年12月期の期末手当に係る特例措置 本年4月からこの改定の実施の日の前日までの期間に係る較差相当分を年間給与でみて解消するため、4月の給与に調整率（△0.37%）を乗じて得た額に4月から実施の日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額と、6月に支給された特別給の額に調整率を乗じて得た額の合計額に相当する額を、12月期の期末手当の額で減額調整（引下げ改定が行われる俸給月額又は経過措置額を受ける職員を対象） 2 任期付研究員法の改正 俸給表（招へい型）の引下げ 3 任期付職員法の改正 俸給表の引下げ II 経過措置額の廃止等（平成17年給与法改正法の改正等） - 給与構造改革における経過措置額について、平成24年度は経過措置額として支給されている俸給の2分の1を減額（減額の上限1万円）して支給し、平成25年4月1日に廃止 - 経過措置額の廃止に伴って生ずる制度改正原資を用いて、若年・中堅層を中心に、給与構造改革期間中に抑制されてきた昇給を回復。平成24年4月に、36歳未満の職員を最大2号俸、36歳以上42歳未満の職員を最大1号俸、平成25年4月に、人事院規則で定める年齢に満たない職員を最大1号俸上位に調整	勸告どおり 修正 （平成24年6月期の期末手当で調整） 勸告どおり 修正 （経過措置額は平成26年4月に一度に廃止。昇給回復は、平成24年4月、25年4月、26年4月に人事院規則で定める職員を最大2号俸上位に調整。）	24.3.1 （経過措置額については、その支給期限を定める改正を同日から実施。これにより経過措置額は、平成26年3月31日をもって廃止となる。） 24.4.1
平成24年度	24.8.8 勸告 昇給制度の改正（給与法改正） 55歳を超える職員（行政職俸給表（二）、医療職俸給表（一）は57歳を超える職員）は、標準の勤務成績では昇給しないこととし（現行は2号俸昇給）、特に良好の場合には1号俸（現行は3号俸）、極めて良好の場合には2号俸以上（現行は4号俸以上）の昇給に、それぞれ抑制（平成25年1月1日実施）	勸告どおり （ただし、政府において、実施時期を平成26年1月1日に修正。）	26.1.1
平成25年度	25.8.8 報告 月例給及び特別給ともに給与水準の改定の必要がないため勸告は行わず報告のみ		

勸 告		国 会 の 決 定	
改定の内容		内 容	実施時期
	2 職務や勤務実績に応じた給与配分 (1) 広域異動手当 円滑な異動及び適切な人材配置の確保のため、広域的な異動を行う職員の給与水準を確保。異動前後の官署間の距離区分に応じて、300km以上は10%（現行6%）、60km以上300km未満は5%（現行3%）に引上げ (2) 単身赴任手当 公務が民間を下回っている状況等を踏まえ、基礎額（現行23,000円）を7,000円引上げ。加算額（現行年間9回の帰宅回数相当）を年間12回相当の額に引上げ、遠距離異動に伴う経済的負担の実情等を踏まえ、交通距離の区分を2区分増設 (3) 管理職員特別勤務手当 管理監督職員が平日深夜に及ぶ長時間の勤務を行っている実態。災害への対応等の臨時・緊急の必要によりやむを得ず平日深夜（午前0時から午前5時までの間）に勤務した場合、勤務1回につき6,000円を超えない範囲内の額を支給 ※ 本府省業務調整手当（法律改正は不要） 本府省における人材確保のため、係長級は基準となる俸給月額額の6%相当額（現行4%）、係員級は4%相当額（現行2%）に引上げ 3 実施時期等 ○ 俸給表は平成27年4月1日に切替え ○ 地域手当の支給割合は段階的に引上げ、その他の措置も平成30年4月までに計画的に実施 ○ 激変緩和のための経過措置（3年間の現給保障） ○ 見直し初年度の改正原資を得るため平成27年1月1日の昇給を1号俸抑制		
	Ⅲ 再任用職員の給与 ・ 転居を伴う異動をする職員の増加と民間の支給状況を踏まえ再任用職員に単身赴任手当を支給		26.11.19 27.4.1

5 給与法適用職員、任期付職員、任期付研究員俸給表別在職者数(平成26年1月15日現在)

(平成25年度一般職の国家公務員の任用状況調査)

(単位：人)

俸給表名	職 務 の 級											計
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	
行政職俸給表（一）	7,954	16,832	44,960	36,912	19,586	17,431	4,070	2,504	1,588	264		152,101
行政職俸給表（二）	76	1,060	1,761	452	55							3,404
専門行政職俸給表	1,367	1,311	2,697	1,765	496	211	51	1				7,899
税 務 職 俸 給 表	5,280	5,316	5,197	9,291	13,760	11,786	1,706	510	110			52,956
公安職俸給表（一）	6,744	6,167	4,207	2,870	1,097	931	601	314	495	173	6	23,605
公安職俸給表（二）	3,494	3,761	7,411	4,929	1,524	1,406	652	297	82	1		23,557
海事職俸給表（一）	4	36	52	63	24	23	2					204
海事職俸給表（二）	9	102	81	61	62	8						323
教育職俸給表（一）	12	15	34	25	1							87
教育職俸給表（二）		89										89
研 究 職 俸 給 表	7	269	339	329	459	1						1,404
医療職俸給表（一）	106	364	167	50								687
医療職俸給表（二）	33	214	136	86	21	4	1					495
医療職俸給表（三）	192	1,464	178	53	12	4						1,903
福 祉 職 俸 給 表	57	90	39	45	23							254
専門スタッフ職俸給表	16	115	121									252
指 定 職 俸 給 表												926
給 与 法 適 用 職 員												270,146
任 期 付 職 員												1,103
任 期 付 研 究 員												88
合 計												271,337

6 一般職国家公務員府省別在職者数（平成26年1月15日現在）

（平成25年度一般職の国家公務員の任用状況調査）
（単位：人）

府省名	項目	在職者数		府省名	項目	在職者数	
会 計 検 査 院		1,238	259	文 部 科 学 省		1,897	430
人 事 院		782	192	文 化 庁		232	45
内 閣		731	73	厚 生 労 働 省		31,342	8,602
内 閣 法 制 局		72	13	中 央 労 働 委 員 会		109	20
内 閣 府		2,272	394	農 林 水 産 省		17,065	2,353
宮 内 庁		938	137	林 野 庁		4,921	451
公 正 取 引 委 員 会		793	160	水 産 庁		869	101
警 察 庁		8,196	704	経 済 産 業 省		4,583	1,069
特定個人情報保護委員会		2	-	資 源 エ ネ ル ギ ー 庁		469	69
金 融 庁		1,522	268	特 許 庁		2,695	494
消 費 者 庁		265	70	中 小 企 業 庁		190	24
復 興 庁		151	8	国 土 交 通 省		40,235	4,162
総 務 省		4,961	911	観 光 庁		100	17
公 害 等 調 整 委 員 会		34	6	気 象 庁		5,156	347
消 防 庁		165	14	運 輸 安 全 委 員 会		168	12
法 務 省		47,498	8,483	海 上 保 安 庁		12,770	718
公 安 審 査 委 員 会		4	1	環 境 省		1,675	239
公 安 調 査 庁		1,501	174	原 子 力 規 制 委 員 会		530	38
外 務 省		5,626	1,468	防 衛 省		29	5
財 務 省		15,194	2,786	計		271,337	45,715
国 税 庁		54,357	10,398				
検 察 官		2,703	425	特定独立行政法人職員		64,721	42,408
				合 計		338,761	88,548

- （注）1 各欄の点線右は、女性を内数で示す。
2 在職者数は、任期付職員及び任期付研究員を含む。
3 人事院の在職者数には、官民人事交流制度により各府省から民間企業に派遣されている職員155人（うち女性14人）を含む。

7 特別職国家公務員及び地方公務員等に関する公務員制度関係法制

(1) 特別職国家公務員に関する法制

特別職国家公務員については、国家公務員法を適用しないこととされており、主な特別職職員に関する法制は次の表のとおりとなっている。

	任 用	給 与	分 限	懲 戒	服 務
内 閣 総 理 大 臣	日本国憲法	特別職給与法 ^(※1)	日本国憲法		
国 務 大 臣	同上	同上	同上		
人 事 官	国家公務員法	同上	国家公務員法	国家公務員法 (弾劾)	国家公務員法
検 査 官	会計検査院法	同上	会計検査院法	会計検査院法 (退官)	会計検査院法 (兼職の禁止)
内 閣 法 制 局 長 官	内閣法制局設置法	同上			
内 閣 官 房 副 長 官	内閣法 (認証)	同上			
内 閣 危 機 管 理 監	内閣法	同上			内閣法 (国家公務員法一部準用)
内閣情報通信政策監	同上	同上			同上
国家安全保障局長	同上	同上			同上
内閣官房副長官補	同上	同上			同上
内 閣 広 報 官	同上	同上			同上
内 閣 情 報 官	同上	同上			同上
内閣総理大臣補佐官	同上	同上			同上
副 大 臣	国家行政組織法	同上			
大 臣 政 務 官	同上	同上			
大 臣 補 佐 官	同上	同上			
秘 書 官		同上			
特別職の宮内庁職員		同上			
特命全権大使・公使	外務公務員法	同上、 外務公務員給与法 ^(※2)	外務公務員法 (待命)		
裁 判 官	日本国憲法、 裁判所法	裁判官の報酬等に 関する法律	日本国憲法、 裁判所法、 裁判官分限法	日本国憲法、 裁判官弾劾法、 裁判官分限法	裁判所法
その他の裁判所職員	裁判所職員 臨時措置法 (国家公務員法一部準用)	裁判所職員 臨時措置法	裁判所職員 臨時措置法	裁判所職員 臨時措置法	裁判所職員 臨時措置法
国 会 職 員	国会職員法	国会職員法	国会職員法	国会職員法	国会職員法
防 衛 省 職 員	自衛隊法	防衛省職員給与法 ^(※3)	自衛隊法	自衛隊法	自衛隊法
行政執行法人の役員	独立行政法人通則法	独立行政法人通則法	独立行政法人通則法	独立行政法人通則法	独立行政法人通則法

(※1)：特別職の職員の給与に関する法律

(※2)：在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律

(※3)：防衛省の職員の給与等に関する法律

(2) 地方公務員に関する法制

一般職地方公務員については、各地方公共団体において、給与、勤務時間等について条例において整備されているほか、基本的には、次のとおり、一般職国家公務員とほぼ同等の法制の下に置かれている。

	法 令 名	(参考) 一般職国家公務員の法制
1 基 本 法	地方公務員法	国家公務員法
2 関 係 法 律	地方公務員災害補償法 外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律 地方公務員の育児休業等に関する法律 法人格法 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律 地方公務員等共済組合法	給与法 勤務時間法 補償法 派遣法 法科大学院派遣法 育児休業法 自己啓発等休業法 配偶者同行休業法 同左 倫理法 官民人事交流法 任期付職員法 留学費用償還法 国家公務員宿舍法 寒冷地手当 ^(※1) 旅費法 ^(※2) 国家公務員退職手当法 国家公務員共済組合法
3 特 例 法	教育公務員特例法 高等学校の定時制教育及び通信教育振興法 農業、水産、工業又は商船に係る産業教育に従事する公立の高等学校の教員及び実習助手に対する産業教育手当の支給に関する法律 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法 市町村立学校職員給与負担法 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法 公立の大学における外国人数員の任用等に関する特別措置法 大学の教員等の任期に関する法律 女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律	(適用対象なし) ※国立大学等の法人化に伴い、国家公務員である教育公務員は平成16年4月1日以降存在しない。
研究公務員	地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律	研究開発力強化法 ^(※3) 任期付研究員法
現 業 職 員	地方公営企業法 地方公営企業等の労働関係に関する法律	(適用対象なし) ※国有林野事業の一般会計化に伴い、国家公務員である現業職員は平成25年4月1日以降存在しない。

(※1)：国家公務員の寒冷地手当に関する法律

(※2)：国家公務員等の旅費に関する法律

(※3)：研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律

(3) 国家公務員法の適用が一部除外されている主な一般職国家公務員に関する法制

一般職国家公務員のうち、行政執行法人の職員などについては、その職務と責任の性質に鑑み、国家公務員法の適用が一部除外されている。その主な例と適用法制は次の表のとおりとなっている。

	行政執行法人の職員	検 察 官
国家公務員法以外の 主 な 適 用 法 令	独立行政法人通則法 行政執行法人の労働関係に関する法律 労働基準法 労働組合法	検察庁法 検察官の俸給等に関する法律 勤務時間法
労 働 基 本 権	行政執行法人の労働関係に関する法律 労働組合法 〔団 結 権：○〕 〔団 体 交 渉 権：○〕 〔協 約 締 結 権：○〕 〔争 議 権：×〕	国家公務員法 〔団 結 権：○〕 〔団 体 交 渉 権：○〕 〔協 約 締 結 権：×〕 〔争 議 権：×〕
採 用 試 験 〔 試 験 機 関 〕	国家公務員法 〔人事院〕	(司法試験法)
任 免	国家公務員法	検察庁法
給 与	独立行政法人通則法 労働基準法	検察官の俸給等に関する法律
勤 務 時 間	独立行政法人通則法 労働基準法	勤務時間法
分 限	国家公務員法	検察庁法
服 務 ・ 懲 戒	国家公務員法	国家公務員法
災 害 補 償	補償法	補償法
共 済	国家公務員共済組合法	国家公務員共済組合法
退 職 手 当	国家公務員退職手当法	国家公務員退職手当法
定 員	—	行政機関の職員の定員に関する法律

8 人事評価の実施と評価結果の活用サイクル

